平成２３年（再イ）第７２号
東京都立川市西砂町１丁目43番地の７
再生債務者　篠原　文夫
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年４月24日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第８号
福島県伊達市保原町上保原字向台１番地59
再生債務者　渡邉　紀子
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年４月24日　福島地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
北海道北見市無加川町610番地９
再生債務者　小松田和枝
１　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月15日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月29日から平成24年６月５日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野1687番地９
再生債務者　四井　定門
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年５月22日まで
平成24年４月24日　岐阜地方裁判所大垣支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号
函館市昭和３丁目10番５号
再生債務者　越前谷　敦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月24日　函館地方裁判所

平成２３年（再ロ）第２号
沖縄県国頭郡大宜味村字津波420番地　村営渡海団地６－６
再生債務者　宮城さゆみ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月20日　那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（再ロ）第１０１１８号
埼玉県草加市両新田西町11―16
再生債務者　黒田　　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第５号
青森県弘前市大字桜林町２番地２
再生債務者　齋藤　健二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月20日　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（再ロ）第２５号
堺市南区新檜尾台４丁16番24―305号
再生債務者　北野　　優
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月23日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号
山口県周南市秋月４丁目14番30号
再生債務者　中野　　正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月23日　山口地方裁判所周南支部

公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。
平成二十四年三月三十日　公立学校共済組合理事長　矢野　重典

第二十八条第一項第一号中「千分の四十二・〇〇」を「千分の四十八・三七五」に「千分の五・二四」を「千分の五・三八」に「千分の三十八・九〇」を「千分の四十五・四二」に「千分の五十二・六〇」を「千分の五十一・三三」に改め、同項第二号中「千分の三十三・六〇」を「千分の三十八・七〇」に「千分の四・一九」を「千分の四・三〇」に「千分の三十一・一二」を「千分の三十六・三三」に「千分の四十二・〇八」を「千分の四十一・〇七」に改め、同条第二項第一号中「千分の二・六五」を「千分の二・三五」に改め、同項第二号中「千分の二・一二」を「千分の一・八八」に改める。

第二十八条の二第一項第一号中「千分の八十四・〇〇」を「千分の九十六・七五」に、同項第二号中「千分の九十四・四八」を「千分の百七・五二」に改める。

第三十三条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第一号中「七百五十五円」を「七百四十五円」に改め、同条第二号中「千二百十五円」を「九百四十五円」に改める。

附則第十四項第一号中「千分の四十二・〇〇」を「千分の四十八・三七五」に「千分の三十三・六〇」を「千分の三十八・七〇」に「千分の五・一四」を「千分の五・三八」に「千分の四・一九」を「千分の四・三〇」に改め、同項第二号中「千分の二・六五」を「千分の二・三五」に「千分の二・一二」を「千分の一・八八」に改める。

附　則

１　この変更は、平成二十四年四月一日から実施する。

２　改正後の第二十八条、第二十八条の二及び附則第十四項の規定は、平成二十四年四月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
１．基金の名称　岩田屋企業年金基金
２．事務所の所在地　福岡県福岡市中央区天神２丁目５番35号
３．実施事業所の名称及び所在地　株式会社岩田屋三越　岩田屋事業所　福岡県福岡市中央区天神２丁目５番35号
４．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による。
５．解散認可年月日　平成24年３月31日
平成24年５月７日
福岡県福岡市中央区天神２丁目５番35号
岩田屋企業年金基金
理事長　栗山　次郎

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第85条第１項により解散しましたので、施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。
１．清算人氏名　大石　昌彦
２．住所　福岡県太宰府市三条２丁目23番１号
平成24年５月７日　岩田屋企業年金基金
理事長　栗山　次郎

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月十八日
掲載頁　七十八頁（号外第九十号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月十八日
掲載頁　七十八頁（号外第九十号）
平成二十四年五月七日
千葉県旭市萬力二九九四番地
（甲）株式会社ワノテックジャパン
代表取締役　加瀬　晃
千葉県旭市萬力二六三〇番地一
（乙）株式会社ワノテック
代表取締役　加瀬　晃